

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年6月30日 午後2時
- 3 閉 会 令和4年6月30日 午後3時35分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、学校教育部参事兼学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、学校給食課長宮沢 茂

8 前回会議録の承認

令和3年度第10回定例会会議録及び第11回定例会会議録を承認した。

なお、令和3年度第12回定例会会議録及び第13回定例会会議録及び第14回定例会会議録及び令和4年度第1回定例会会議録及び第2回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第14号 川越市立高等学校管理規則等の一部を改正する規則を定めることについて

副部長兼教育総務課長

川越市立高等学校管理規則等の一部改正については、市立高等学校の教育職員の職名、任用等に関する事項は、行政職の職員と性質が異なることから、規則等に明文化されていなかったが、当該改正により規則に明文化するため、規定の整備をしようとするものである。

改正の概要について、市立高等学校の教育職員における職名及び任用等に関する事項について、3つある関連規則の一部を改正しようとするものである。

施行日について、施行日を公布の日としようとするものである。

委 員

今回の規則改正は、実態に合わせて明文化したものか確認したい。

副部長兼教育総務課長

そのとおりである。

委 員

標準職務遂行能力について、校長及び教頭は、学校経営から倫理まで幾つかの能力があるが、教諭、養護教諭及び講師になると学校経営、企画立案及び人材育成な

どに関する能力がなくなっている。学校経営、企画立案及び人材育成などは校長及び教頭だけで行うような解釈もできてしまうが、その点について伺いたい。

参事兼学校管理課長

本規則については、学校教育法に定められている職務の内容に基づいて設定しているものとなっている。そのため、人材育成の項目については管理職のみの設定となっているが、教諭等が人材育成に関わらなくても良いということではなく、校長や教頭の経営方針に基づき、その職において関わっていくということは学校運営上大事であると考えている。

委 員

標準職務遂行能力というものは、教諭等がこれを見たときに、このような職務を行わなければならない、身に着けていかなければならない能力はこれに基づいていると分かるように示すものであると考えている。この標準職務遂行能力は期待度であり、教諭であっても学校経営は大事なことである。積極的に後輩を育ててもらいたい、後輩からもボトムアップで様々な提案をしてもらいたいなどの期待度を明示した方がより現実的であると考えている。

教育長

これは本市の他の職員又は管理職にも当てはまる標準職務遂行能力であるのか。

参事兼学校管理課長

この標準職務遂行能力は、教職員の人事評価にも関連があるとともに、割愛採用という観点から県の教育職との関係性も踏まえたかたちでの改正となっている。

委 員

これは意見であるが、校長の標準職務遂行能力に組織統率があり、校長は学校の組織体を作ることになる。教諭等の項目に学校経営などが明記されていなくても、校長の取組の中で行っていることになるため、そこをしっかりとおさえておけばよいと考える。

参事兼学校管理課長

校務分掌の仕組みを整えることは、校長の重要な職務の一つである。具体的な学校経営方針などに基づき、教職員一人ひとりが同じ考えを持って職務を遂行することが大切であると考えている。

委 員

今回の改正は、本市独自の整備なのか、国や県を基準に整備したものなのか確認したい。

参事兼学校管理課長

県に準じて整備しているものである。

委 員

主幹を主幹教諭に改めること理由を伺いたい。

参事兼学校管理課長

本規則においては、事務職員の職に主幹という職名がある。今回改めたものは、学校教育法に定められる主幹教諭としての職であるため、この二つを整理するため名称を改めたものである。

委員

行政職の主幹と教育職の主幹を区別するために改めたということか確認したい。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第15号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

学校給食課長

本議案は令和4年川越市議会第3回定例会（6月議会）において、追加議案として令和4年度一般会計補正予算を上程したもののうち教育委員会所管部分について、教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めるものである。

本補正予算は、学校給食における給食食材費等高騰対策として学校給食摂取基準に基づく栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため、また物価高騰に直面する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、給食費を据え置くための措置として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであり、学校保健費を5,373万2千円の増額したものである。以上により、令和4年度の教育費の歳出予算を106億2,513万3千円としたものである。

委員

材料費の高騰で給食単価が上がった部分を保護者負担ではなく、市が全額負担するというのか伺いたい。

学校給食課長

今回の補正については、食材を購入する分を保護者負担ではなく交付金を活用しようとするものである。

委員

具体的に1食当たりどの程度単価が上がったのか伺いたい。

学校給食課長

現在の食材の内、主食と牛乳などについては、大きく単価が上がっているものはない。現状は、給食の献立等を工夫することにより対応できている。関連業者等にヒアリングを行った結果では、秋口以降の価格高騰が懸念される。

委員

献立の工夫により対応できているということであるが、給食の量を減らしているのではなく、使う食材等を工夫することで必要なカロリーなども含めて維持できて

いるということか伺いたい。

学校給食課長

文部科学省から示されている学校給食摂取基準は、1日単位の基準ではなく、1箇月の平均値を定めた基準である。例えば1日の給食の献立において、タケノコの単価が上がったため、人参を増やして対応するといったように、食材の入札までに献立を調整することにより、量は減らさずに栄養価を確保できるように対応している。月の前半部分で対応した場合は、月の後半部分においても、栄養士が数値を算出して対応している状況である。

委員

栄養士は献立の工夫で苦勞していると思うが、実際に給食を食べている児童生徒の反応について伺いたい。

学校給食課長 各学校にアンケート等は実施していないが、栄養士が、小学校第2学年を対象に実施している食育の指導で学校に出向いた際に、教職員に確認している範囲では、給食に対する不満などは確認できていない。

委員

今回の補正は、10月以降の材料費の値上げに対応するための処置であり、良いことであると考え。しかしながら他の市町村においては、保護者に負担を求めている自治体もあると考える。本市の今後の方針として今後も保護者には負担を求めないのか、それともある程度の時点で全部又は一部の負担を求めていくのか事務局の考えを伺いたい。

学校給食課長

主食と牛乳などについては、目立って価格が高騰しているものではないため、おかずなどの副食に係るものが価格上昇した場合に考えていくことになる。今回の補正額の積算時においては、食材費が4パーセントの上昇、こども未来部と合わせた5月分の数値では4.1パーセント上昇傾向にある。300円から350円程度、給食費を上げないと賄えなくなる状況になれば、学校給食運営委員会において協議を進めていくことになる。現時点においては、食材費の賄材料費に充当するという対応である。

委員

大変な苦勞があると理解した。また、保護者には、これだけの対応をしていることを知ってもらうことが大事である。さらに、万が一、支えきれなくなり、少しでも負担を求めことになれば、それはそれできちんと説明しなければならない。当然物価が上がっているのに、材料費が高騰しているということは、市民も理解しているとは思いますが、実際にどの程度材料費が上がって、給食費を上げないためにこれらの努力をしているということを知ってもらうことが大事だと考えるが、知ってもらうための対応について伺いたい。

学校給食課長

コロナ禍の状況であるが、栄養士の給食指導の機会も増えている。また、給食だよりやホームページを活用し、食材費の負担軽減のために努力しているということについて、積極的に周知している。

教育長

このことについては、学校給食課長と周知する方向で進めていくように話をしている。

委員

現状では、量を減らさず、栄養価を落とさずに、工夫で賄えていくことができるとのことであるが、増額した予算はどのようなことに使われるのか伺いたい。

学校給食課長

4月及び5月の分については、冬場が強い川越産の青果を確保できていたということがある。また、献立は数か月前から作成し、材料の調達は2箇月前に入札を行うのだが、その段階で材料の確保ができているということで、金額的な影響は出なかった。業者と確保できる数量についてヒアリング等を行いながら、栄養価が足りているものについては、確保して進めている。ただし、現状で今後の入札等については全く見通しが立たなくなっているということは聞いている。7月、8月になって、9月及び10月の分の食材を入札するときには、努力だけでは対応できなくなることも想定されると考えている。

委員

増額した予算は、現状での対応ではなく今後、見込まれる不足分に使われるということでしょうか。

学校給食課長

各月において見込み額と支払額に差が出ることは、予定されている。本市の賄材料費の予算は年度単位で管理している。

委員

今後、光熱水費や運搬費の高騰も考えられるが、増額した予算は、この部分の費用としても使用できるのか伺いたい。

学校給食課長

今回は賄材料費のみの対応となる。光熱水費は、給食だけでなく全庁的に対応を考えていかなければならなくなると考えている。

委員

半導体などをみると、価格が高騰する以外に、製品も入手できない状況が伺える。給食においても、例えば牛乳の入手が困難になることを想定するなどして、代替案を検討しているなど現時点での対応について伺いたい。

学校給食課長

主食と牛乳は、完全給食には欠かせないものである。本市は、概ね3万食弱の給食を作っている。食材の調達については、県の学校給食会が全て契約し、全体の収穫量の調査等を行っているとは認識している。来月や再来月から入手できなくなるということは、想定していない。しかしながら、今後の対応については、学校給食会と余裕を持って相談していく必要があると考える。既に今年度も1度、学校給食会と相談を行い、遺漏のないように進めていく予定である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第16号 川越市幼児教育振興審議会委員を解職することについて (非公開)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

副部長兼教育総務課長

地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。また、同条第2項において、点検および評価の際は、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、本市においては、教育委員会の活動の点検評価懇話会を設置している。

今年度の委員については、令和3年度に引続き、元中学校長、ふじみ野市職員、川越市PTA連合会前監事、大学教授の4名を選任した。

今年度の本市教育委員会の活動の点検評価に係るスケジュールであるが、点検評価懇話会を7月初旬から中旬にかけて2回程度開催し、その後懇話会委員の意見を付した報告書案を作成する。報告書案については、8月の教育委員会定例会に議案上程する。その後、川越市議会定例会（9月議会）に報告書を提出し公表する予定である。

委員

今回の委員の選任において、新任はいるか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

今回の委員については、令和3年度に策定した川越市教育振興基本計画に基づく初めての点検評価ということもあり、昨年度と同じ委員に依頼した。

委員

この選任にあたっては、何年間か点検評価に従事する当該事務に熟知した方が行うべきものなのか、それとも新しい方の新しい視点で点検評価を行う方が効果的であるのか、どのように考えているか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

教育の継続性を維持することを考えると、毎年新しい方の新しい意見をいただく

ことは非効率であるという見方もある。一方で、長期にわたって従来の考え方だけで進めていくことも変化の激しいこの現代社会においては、現実的ではないとも考える。これらを踏まえると、従来の方と新しく願ひする方のバランスが非常に大事であるとする。

委員

趣旨は理解した。他の審議会や委員会では、同じ方が長く務めている場合もあるが、本市には複数の大学があり、その学校には教授や助教授など専門的に活躍されている方もいる。専門家や学者については、期間を決めて、時期が来れば新しい視点で点検評価できるように工夫することも大事だと考える。

公表についてであるが、ホームページに報告書を掲載した後に、市民から意見などがあるか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

令和3年度の公表後については、意見などはない。

委員 ホームページに掲載されていることを認知していないのか、報告書は見たが意見がないのか、その判断は難しいと考えるが、情報発信の工夫も必要である。報告書の全てを確認することは大変だと思われる分量であり、工夫もなく情報発信しても、市民が見ることはないのではないか。ダイジェスト版を作成するなどの工夫が必要であるとする。

委員

選任の日はいつか確認したい。

副部長兼教育総務課長

今年度は、7月6日を予定している。

委員

任期の開始が7月で年度末までの任期であるならば、本懇話会の委員は毎年選任しているということか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

そのとおりである。

(2) 川越市立特別支援学校の令和五年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校の令和五年度生徒募集については、募集人数を16名、入学選考期日を令和5年1月12日木曜日としている。これは県立特別支援学校の選考実施より早い実施であり、県立川越特別支援学校たかしな分校及び県立さいたまさくら高等学園等の入学選考期日は、令和5年1月18日及び19日となっている。このことから、第1志望を本校とした、本校の教育課程に合った生徒の入学が期待される。その他の項目については、昨年度と比較し、大きな変更はない。

委員

本校の応募倍率と入学者における市内出身者数について伺いたい。

参事兼教育センター所長

倍率は、直近の3年間では、令和2年度が1.16倍、令和3年度が1.50倍、令和4年度が1.00倍となっている。令和4年度の合格者のうち市内出身者は12名である。

委員

教育目標に、「将来社会自立を達成するための能力を養う」とあるが、卒業生の進路先はどのようなものがあり、その選択はどのように行ったのか。また、卒業生の状況はどの程度把握しているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

本校は「ひとりだち」を目的とした特別の教育課程を組んでいるため、卒業後は就労が一般的な進路となっている。また、学校の教育課程の中に、産業現場等における実習の前段階として、校内で実習を行い、産業現場等における実習は、第1学年及び第2学年は市内外の事業所、福祉作業所の協力のもとに行っている。第3学年は卒業後の就労を目指して、目標とする事業所、福祉作業所等の従業員と同等の勤務状況のもとに実習を行っている。

このような卒業後の進路を考えた教育課程を組むことにより、卒業後の就労につなげている。また、就労が難しい生徒についても、就労に向けた施設での経験を積むことにより、就労につなげる活動も行っている。

卒業後の生徒の状況把握については、学校の教職員が就労先の職場に伺い、卒業生たちの状況を確認している。また、同窓会があり、その活動の中でも状況把握に努めている。

委員

募集要項は、前年度と変わらないということであったが、令和4年度の生徒募集は要項どおりに滞りなく実施できたか伺いたい。

参事兼教育センター所長

そのとおりである。

委員

要項にある入学許可候補者は、願書を提出した時点で入学許可候補者になるということか伺いたい。

参事兼教育センター所長

選考の結果、入学許可候補者になるものである。「願書等応募書類の受付」の項目は、願書の提出にあたっては、入学許可候補者となった場合には本校に入学することを前提として願書を提出していただくということである。

委員

本校にふさわしい生徒像はどのようなものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

本校では、学校教育目標を「ひとりだちする生徒」として、「規律を守り、礼儀正しい生徒」、「あたたかい思いやりのある生徒」、「健康でたくましい生徒」としている。また、目指す生徒像としては、「ひとりだちできる生徒」とし、独り立ちの五つの心として「ありがとう」感謝の心、「おかげさま」謙虚な心、「はい」素直な心、「私がします」奉仕の心、「ごめんなさい」反省の心を挙げている。就労に関わる場所でも大切な生徒像だと考える。

委員

県立特別支援学校よりも選考期日を早くしていることの効果はあるか伺いたい。

参事兼教育センター所長

まず、早い時期に合格を決めることができるため、入学についての準備や心構えなどを持てるということが期待できる。入学後も、そのような生徒達を獲得していることから、生徒達も自身の目標に向かって意欲的に取り組む姿勢が見られる。

委員

合格をした場合には入学を前提として申し込むということであるが、県立特別支援学校の合格などを理由とした辞退者が出たことはあるか伺いたい。

参事兼教育センター所長

本校を第1希望として合格しているため、そのようなことはないと認識している。

委員

市立の特別支援学校のため、本市在住の生徒が、一定割合いることが適正だと思うが、そのための配慮がされているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

選考は平等に行っているが、本校にはセンター的機能があり、夏の期間に、本校の教職員が分担して、市内の各中学校を訪問し、特別支援教育に関わる助言などを行っている。

また、教育フェスタ川越において、本校をPRする場がある。このような取組の中で市内中学生や教職員に本校を認知してもらえていると考える。

教育長

「本校の教育」の項目に高等学校に準ずる教育を施すという記載があるが、本校の生徒は、比較的生活レベルも高く、自立もできているという生徒が集まっている。早く合格者を決定することにより、合格した生徒が、今後の進学に向けての意欲を高め、また、安心して中学校卒業を迎えられるというメリットもある。

委員

これは意見であるが、例えば、教育内容や支援方法の特色などのメリット面を出すことで、市立特別支援学校の特色をもう少し明確にした方がよい。そのことにより、学校の存在感も明確になってくる。

「その他」に諸経費や授業料の説明があるが、これらは本市が独自に設定できる金額であるか伺いたい。

参事兼教育センター所長

選考料と授業料は、川越市立特別支援学校管理規則により入学選考手数料と授業料は無料とすると定めている。県立の特別支援学校も同様に、高等部本科については、入学にかかる入学料や授業料は徴収しない。しかし、高等部専攻科については、授業料等を徴収している。

委員

要項には、初年度で総額10万円程度の経費が必要となるが、この費用は本市が独自に設定できるものか伺いたい。

参事兼教育センター所長

特別支援学校独自で設定している金額で、この程度の費用が必要となるという金額である。

委員

いつからこの金額としているか伺いたい。また、教育費の無償化などの動きを見据えた見直しも今後は検討するのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

金額の変動については、資料を持ち合わせていないが、教育費の無償化については、本校も入学料と授業料は不要としている。ここに記載のある経費は、学校活動の中で必要なものであり、保護者負担としているものである。

委員

受益者負担として保護者が負担する経費と制度的に保障する経費に整理し、今後の教育費に係る状況の変化に対応できるようにしておいた方がよいと考える。

1 1 協議事項

(1) 市立高等学校の人事方針について

(非公開)

1 2 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第16号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報であり、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、協議事項(1)については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、副部长兼教育総務課長、参事兼学校管理課長）のみで審議することに決定した。

(2) 議案第16号及び協議事項(1)は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、「その他」終了後に審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。

- (3) 会議について1名の傍聴があった。
- (4) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理人、佐久間委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和4年7月19日（火）午後2時開催に決定した。